


高知県オフセット・クレジット認証運営委員会 御中  
(事務局:高知県オフセット・クレジット認証センター)

平成25年 3月29日

### 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
高知県三原村温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	高知県三原村(コウチケンミハラムラ)		
住所	高知県幡多郡三原村来栖野 346		
代表者氏名	杉本 嘉宏	代表者役職	三原村長
担当者氏名	大塚 猛	担当者 所属部署・役職	産業建設課 係長
担当者 E-mail	t-ootuka@vill.mihara.kochi.jp	担当者電話番号	0880-46-2111
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	高知県三原村		
プロジェクト事業者名	三原村森林組合		
プロジェクト参加者名	なし		
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	高知県三原村(コウチケンミハラムラ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構(JQA)		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	KO_0013
プロジェクト登録日	平成 24 年 6 月 15 日
プロジェクト概要※1	<p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b></p> <p>《目的》 本プロジェクトでは、村有林の整備を図ることによって森林による二酸化炭素吸収量を増大させるとともに、二酸化炭素吸収量をクレジット化し売却することで得られた収益を、森林整備にかかる費用の一部として活用していくことで、更なる森林整備の促進を図っていくことを目的とする。</p> <p>また、村有林の整備により間伐を促進することで、林業従事者の就労の場の確保、林業の担い手の育成・確保につなげ、林業の再生を図る目的も持ち合わせている。</p> <p>《内容》 本事業は、高知県三原村に位置する三原村有林を活用したプロジェクトである。</p> <p>このプロジェクトでは、村有林のうち間伐の必要なスギ、ヒノキの人工林 35.99ha をプロジェクト対象地とし、森林施業計画に基づき実施した間伐施業と、今後間伐施業を実施し、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度に取り組むことで、追加的資金が得られ、村の財政負担を軽減しつつ、森林整備の推進を図ることが可能となる。さらに、森林の公益性を高めるとともに、温暖化対策としての CO2 吸収源対策の推進や生物多様性の増大が図られる。</p> <p>また、森林整備が加速し、森林資源の循環が図れることで安定的な雇用の創出や山村地域での人口減の抑制、新規定着など、山村地域の産業振興が推進され、更に、当プロジェクト実施により林業が採算の取れる産業として位置付けられ、村内の民有林における森林整備のモデルとなることも期待される。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p> <p>《条件 1》 当プロジェクト対象地はすべて森林施業計画の認定を受けていることから森林法第5条に定める森林である。</p> <p>《条件 2》 当該森林は、プロジェクト代表事業者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、クレジット発行対象期間内に森林の転用、主伐は計画されていない。</p> <p>また、2007年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されるものであり、2013年3月31日までの計画策定がされている。</p> <p>《条件 3》別添森林施業計画書(写)に添付されている森林施業計画認定書のとおり、三原村から認定を受けている。</p> <p>プロジェクト実施地が、持続的な森林経営の対象地であることを証明するために、村による森林施業計画、森林経営計画の認定を受けていることにより証明されることとしている。</p> <p>① 森林施業計画の認定番号 <u>18-16(変 2-21)</u> 認定日:平成 18 年 1 月 16 日 変更認定日:平成 19 年 4 月 1 日 変更認定日:平成 22 年 1 月 16 日 期間:平成 18 年 2 月 5 日～平成 23 年 2 月 4 日 森林施業計画の認定番号 <u>22-3</u> 認定日:平成 23 年 1 月 27 日 期間:平成 23 年 2 月 5 日～平成 28 年 2 月 4 日</p> <p>② 森林施業計画の認定番号 <u>22-1</u> 認定日:平成 22 年 10 月 21 日 期間:平成 22 年 10 月 26 日～平成 27 年 10 月 25 日</p>

※1 プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

③ 森林施業計画の認定番号 22-4  
 認定日:平成 22 年 10 月 21 日  
 期間:平成 22 年 10 月 26 日～平成 27 年 10 月 25 日

【法令遵守状況】  
 森林法他関連法令を遵守している。

【採用技術】

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
Mobile Mapper Pro	TAKETANI	5 年	2009 年 1 月 23 日	面積測量機 位置測定器 位置精度:1m
ポケットコンパス	牛方	—	—	面積測定
直径メジャー	ハイビスカス	—	2011 年 9 月 5 日	胸高直径測定器
測量ロープ	セキスイ	—	—	距離測定ロープ
バーテックスⅢ トランスポンダーT3	Haglof 社	5 年	2012 年 12 月 高知県幡多林業 事務所より借用	樹高測定器 距離測定器 高さ分解能:0.1m 距離精度:1%

耐用年数の経過した機器については、別途手順書を定め、使用前キャリブレーション実施することで正確な測定値が確保できるように努めることとする。

【モニタリング方法】

《活動量》

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.1 のⅡ-5【活動量のモニタリング】パターン 2 のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施した。

《拡大係数》

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.1 のⅡ-6【各係数のモニタリング】パターン 2 のとおり「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下で LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に基づき、同ガイドラインⅡ-27 の係数を使用した。

《収穫予想表》

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.1 のⅡ-6-7<収穫予想表>パターン 2 により平成 19 年 6 月 29 日付高森推第 255 号で通知のあった高知県民有林収穫表(スギ・ヒノキ)を使用した。

《地位》

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.1 のⅡ-7<地位>パターンにより平均樹高を測定し、地位級を特定した。

《測定機器》

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.1 のⅡ-8【測定機器について】のとおり信頼できる機器を使用し、適正にキャリブレーションを実施した。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.1 に準拠している。

【モニタリング体制】

モニタリング実施担当者が測定した、モニタリング調査野帳のつき合せ・森林測量図・写真の確認後、さらに実施確認者が確認し、実施責任者の承認を得て森林吸収量算定担当者へ報告。算定担当者は、報告のあった書類等の確認を行いモニタリング報告書を作成した。そのうえで、算定確認者による報告書・データの確認を行い、算定承認者に報告し、チェックを行ったうえで承認し、算定責任者に報告された。

【QA / QC 体制】

《教育・訓練の実施状況と記録》

高知県主催で開かれた、「高知県 J-VER 制度モニタリング方法現地研修会及び算定講習会(平成 22 年 7 月、平成 24 年 2 月開催)」に森林吸収量算定担当者及びモニタリング実施確認者が参加し、制度の内容を習得・確認し、精度を保持するための教育を受けた。その後、森林吸収量算定責任者・承認者・確認者及びモニタリング実施責任者・確認者に制度内容並びにモニタリング方法など役割を適正に実行できるように報告・研修を行った。

	<p>三原村森林組合では、毎月 10 日に全作業員を対象とした労働安全会議を行い、重大な災害防止のため現場でのヒヤリハット等の報告による、原因分析や回避方法などについて対策を検討している。</p> <p>また、平成24年12月に林材業労働災害防止協会主催による特別安全指導を実施し、災害発生原因の分析や類似災害をなくしていくため、特別安全指導講師による労働安全についての講義を受けた。</p> <p>《情報の保管》</p> <p>プロジェクト代表事業者の森林吸収量算定担当者は、電子データのセキュリティ管理を行うとともに、PDF化しメモリースティックに保存し、全てのデータを紙媒体でファイリングして保管している。</p> <p>原子記録(野外調査票など)及びその他記録類の管理については、三原村が取りまとめ管理する。保管期間はプロジェクト期間終了後10年間とする。</p> <p>《データの確認》</p> <p>モニタリング実施担当者は、測定時に機器からの読み取りにあたって復唱し自己確認を行い、さらに、野帳記入時には、データが間違いなく転記されているか再確認しモニタリング調査野帳とのつき合わせ確認を行った。</p> <p>さらに、モニタリング実施確認者は、現場で野帳記入されたデータとモニタリング調査野帳の確認を行い、モニタリング実施責任者による承認を得て、森林吸収量算定担当者へ報告した。</p> <p>そして、森林吸収量算定担当者は、モニタリング調査野帳からモニタリング報告書へデータ入力後に転記確認を行うとともに、適宜つき合わせを行った。</p> <p>そのうえで、森林吸収量算定確認者がデータ管理・保管状況の確認及びモニタリング調査野帳とモニタリング報告書とのデータ入力転記確認、検算などの全体的なチェックを行い、森林吸収量算定承認者が承認を行った。</p> <p>《内部監査》</p> <p>三原村の間伐促進型プロジェクトにおける内部監査規定に従い、教育・研修記録の確認、情報保管の確認、データチェック記録の確認、サンプルチェック、キャリブレーション・点検記録の確認、手順書の確認、モニタリング実施体制を確認したうえで、モニタリング報告書に記載された内容を確認し内部監査を実施した。</p> <p>《測定機器の維持・管理(機器校正等)》</p> <p>モニタリングに使用する機器については、使用機器の取扱説明書等に従い、定められた方法でチェック及び校正を行い、定期的にキャリブレーションを実施し、高い精度を維持できるように努め保管している。</p> <p>(その他特筆すべき事項) なし</p>
<p>モニタリング結果概要 ※2</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項) なし</p>
<p>適用モニタリング方法 ガイドライン</p>	<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) Ver.4.1</p>
<p>適用方法論</p>	<p>方法論番号 R001 Ver.6.0</p>

※2 モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)				
モニタリング結果							
モニタリング期間		2009年4月1日 ~ 2013年1月31日					
モニタリング対象面積		35. 52ha					
吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	-	62.44	130.23	226.59	187.75	607.01
認証依頼吸収量		607 t-CO2 ※3					

※3 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<b>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</b> 事業者名： <u>高知県三原村</u>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、口に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。            (高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度実施要綱 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名： (例:高知県協働の森 CO2 吸収認証制度)</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由： _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度利用約款及び森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値が高知県オフセットクレジット(高知県 J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: \_\_\_\_\_

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

**ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）**

事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	

**備考欄**

--